

長崎県公立大学法人の平成20年度年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

- ・ 新大学として教育内容の充実と教育方法の改善を図る体制を整える。また、各専門分野の教育の目標・ねらいの達成状況について、自己点検・評価を実施する。
- ・ 職業観を育成するために就職ガイダンス*、インターンシップ*を実施する。また各種資格取得に関する助言を行うとともに、課外講座を実施する。
- ・ 学生による授業評価を継続して実施するとともに、その結果を分析し、教育内容、教育方法の改善に努める。

※就職ガイダンス

学生に対し、就職に対する心構えや就職活動の方法等をレクチャーすること。

※インターンシップ

学生が、企業で短期間業務を体験すること。

<学士課程の教育の成果に関する目標を達成するための具体的方策>

(平成19年度までに実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。)

<全学教育>

- ・ 統合後の全学教育の実施体制を整備する。
- ・ 英語、中国語を重点に語学教育を実施する。

【シーボルト校】

- ・ 学生が課題探求能力、学際的・総合的に考える能力、科学的な思考方法、適切な自己表現能力等を獲得できているかについて引き続き把握し、授業形態や授業方法等の改善に努める。
- ・ 増設した演習端末等ならびに新たに導入した画像転送システムの活用状況を把握し、その有効性を検証する。また、情報処理関連対策講座（課外講座）への学生の参加を促す。

<専門教育>

- ・ 平成21年度の本格導入に向け、GPA制度*を試行し、科目間で整合性のある成績評価方法等について検討する。

※GPA制度（グレード・ポイント・アベレージ）

授業科目ごとの成績評価を5段階(A, B, C, D, E)で評価し、それぞれに対して、4, 3, 2, 1, 0のように成績点数を付与し、この単位あたりの平均を出して、その一定水準を卒業等の要件とする制度。

【シーボルト校】

- ・ 平成21年度改定保健師助産師看護師養成所指定規則内容に対応するカリキュラムを作成する。
- ・ 学生の情報リテラシー*向上のために、情報演習室等のコンピュータシステムを自学自習に活用できるようソフト等を整備する。
- ・ 臨地実習について、点検・評価を実施する。

※情報リテラシー

情報機器やネットワークを活用し、情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的知識・能力。

＜大学院課程の教育の成果に関する目標を達成するための具体的方策＞

【佐世保校】

- ・ 東アジアからの優秀な留学生を積極的に受け入れる。

【シーボルト校】

- ・ 高度専門職業人として希望する職種へ進むことができるよう進路指導体制を強化する。また、大学院博士課程へ進学できる人材の育成に引き続き努力する。
- ・ 国際情報学研究科の設置に伴い、社会人など多様な学生の入学に対応できる柔軟な教育体制について検討する。
- ・ 国際情報学研究科においては、学位取得のための審査基準・手順等を明確にする。
- ・ 社会人教育や生涯教育に大学院の教育研究成果を還元するため、地域住民も対象とした特別講義やセミナー等を実施する。また、新設の国際情報学研究科においても、地域住民も対象とした特別講義やセミナー等の実施を検討する。

＜卒業後の進路等に関する目標を達成するための具体的方策＞

- ・ 就職情報・大学院情報のデータベース化等により、きめの細かい就職・進学情報の提供を行う。
- ・ インターンシップを推進するとともに、同窓会、地元企業と連携したセミナー等を開催する。
- ・ eラーニング*を資格試験対策に活用する。なお、経済学部においては、税理士試験合格を目的とした簿記講座、消費税法講座等を新たに実施する。

※eラーニング

電子ネットワークなどを利用した教育、研修。

【シーボルト校】

- ・ 長崎通訳ガイドコースの設置について検討する。
- ・ 高度専門職業人または研究者として国内外で活躍できるように学術専門雑誌に採択されるレベルの修士論文作成を引き続き支援する。
- ・ 修士課程において、博士課程への進学率の向上に努める。

＜教育の成果・効果の検証に関する具体的方策＞

- ・ 単位の修得状況、進級状況、卒業論文、卒業研究の状況、資格試験・検定試験の合格率等を調査し、学科ごとに教育の成果を検証する。
- ・ 学生による授業評価を行い、その結果を教員にフィードバックし、教育の成果・効果の検証を行う。
- ・ 卒業後の進路状況調査結果を分析し、教育改善に活かすため、新大学における各種委員会間の連携体制を整備する。
- ・ 外国語教育及び情報処理教育について、外部試験や資格試験の受験状況・結果の調査結果に基づき教育の効果を検証する。
- ・ 大学院修了者の研究成果や就職状況を検証し、教育内容改善のため活用する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

①アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ・ 策定したアドミッション・ポリシー*に基づき入学者選抜方法等を引き続き改善する。

- ・ 大学案内、ホームページ、オープンキャンパス等により新大学のアドミッション・ポリシーの周知を図る。
- ・ オープンキャンパス、高校訪問、出前講義、入試連絡会、進学説明会等の機会を利用し、高等学校との連携を行う。
- ・ 入学から卒業までの学生の修学状況及び卒業後の進路状況のデータを分析し、入学者選抜方法の改善に活用する。
- ・ 外国人留学生の入学を促進するため、日本語教育学校等への周知を行う。また、外国語版の新大学ホームページを作成する。
- ・ 外国人留学生の宿舎については、確保・支援を図る。

※アドミッション・ポリシー

「受験生に求める能力・意欲・適性」などについて、学校側の考えをまとめた基本的な方針。

【佐世保校】

- ・ サテライト教室*のニーズと設置可能性を検討する。

※サテライト教室

大学施設以外で社会人等を対象にして講義を行う分校。

【シーボルト校】

- ・ A0 志願者数増を図るために、A0 入試*説明会、入学前指導等をきめ細かく行うとともに、入学後の追跡調査等を引き続き行う。また、平成 21 年度 A0 入試において、中国語分野の志願者を増やすための方策についての検討を行う。
- ・ 県内高校からの要望や推薦入学者の修学状況等のデータに基づき推薦制度の充実を図る。

※A0 入試（アドミッション・オフィス入試）

アドミッション・ポリシー（大学が求める学生像）に基づき、学力では量れない受験生の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識などを多面的、総合的に評価し判定する入試。詳細な書類審査と時間を掛けた丁寧な面接の組み合わせが一般的であるが、セミナー受講、レポート作成、研究発表などを組み合わせたものもある。

②教育理念、目標に応じた教育課程を編成するための具体的方策

<学士課程>

- ・ 他大学との単位互換の推進を図る。
- ・ 現代GP*・特色GP*を発展的に統合した「質の高い大学教育推進プログラム」*の採択に向けた取り組みを行う。

※現代GP（現代的教育ニーズ取組支援プログラム）

文部科学省の補助事業で、各種審議会からの提言等、社会的要請の強い政策課題に対応した大学等の優れた教育プロジェクト（取組）を支援するもの。

※特色GP（特色ある大学教育支援プログラム）

文部科学省の補助事業で、大学教育の改善に資する特色ある優れた取組を支援するもの。

※質の高い大学教育推進プログラム

現代GPと特色GPを発展的に統合した文部科学省の補助事業で、各大学等のポリシーの明確化とPDCAサイクルの確立など組織的運用により教育の質向上に向けた様々な取組を支援するもの。

【佐世保校】

- ・ 英語インテンシブコース*では、各人が TOEIC*50 点アップを目指す。
- ・ 中国語インテンシブコース*では、中国語検定試験* 3 級を目指す。

※インテンシブコース（佐世保校）

英語、中国語の実践的語学力をつけることを目標とし、独自のカリキュラムに基づく語学科目を4年間で体系的に学習する特別コース。

※TOEIC

英語によるコミュニケーション能力を幅広く評価する世界共通のテストで、10点から990点までのスコアで評価をするもの。一般に、730点以上で、どんな状況でも適切なコミュニケーションができる素地を備えているとされる。

※中国語検定試験

中国語検定試験とは、日本中国語検定協会が実施する中国語能力の検定試験で、準4級から1級までの6段階で試験が行われ、年間約4万人が受験している。3級の認定基準は、基本的な文章を読み、書くことができること。簡単な日常会話ができることとなっている。

【シーボルト校】

- ・ 国際情報学部において、早期入学制度（飛び級制度）の可能性の検討に着手する。
- ・ 学科の学生全員がTOEIC500点以上を目指すとともに、上位の学生がさらに高い成績を取れるような体制を整える。また、「文化コミュニケーションコース」の中に「中国語専門科目」群を新設する。
- ・ Linux^{*}によるOS^{*}教育を開始する。また、新たなプログラミングの開発環境を整備する。
- ・ 情報処理技術者試験等国家試験対策として、資格取得講座等を引き続き実施する。
- ・ 平成20年4月の指定規制改正に対応した新カリキュラム（平成21年4月施行予定）を編成する。
- ・ 看護師・保健師国家試験合格率100%を目指し、教員と学生が連携して、国家試験対策に取り組む。
- ・ 管理栄養士国家試験の出題傾向の分析、その結果の授業等への反映及び学生への国家試験対策の指導を行う。

※Linux

ソース・コードを公開し、改変や再配布を自由に認めるライセンス（オープンソース・ライセンス）を採用するOS。学術機関を中心に広く普及している。

※OS

コンピュータシステム全体を管理するソフトウェア。（Windowsが代表的）

＜大学院課程＞

- ・ 実践セミナー等、地域の関連機関と連携した実践的な教育を行う。特に人間健康科学研究科では県内の試験研究機関との共同研究を通して、実践的な教育の推進に努める。

【佐世保校】

- ・ 新たな経済学研究科においてカリキュラム等の妥当性を検討する体制を整備する。
- ・ サテライト教室の設置可能性を検討する。

【シーボルト校】

- ・ 国際情報学研究科を設置する。
- ・ 新設の国際情報学研究科においても、修士論文作成等を通じて、学際的・先駆的研究のプロセスを体験させ国際的な評価を得られる指導体制の構築を図る。
- ・ 新設の国際情報学研究科においても、社会人のリカレント教育^{*}に向けた具

体的な教育体制について検討する。

※リカレント教育

生涯教育構想の1つで、一度社会に出た者の学校への再入学を保証し、学校教育と社会教育を循環的にシステム化したもの。

③授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

<学士課程>

- ・ 外国語学習用 eラーニング教材等の整備を行うとともに、マルチメディア機器・教材の活用等、効果的で多様な授業を実施するため、引き続き教員の技術向上を図る。
- ・ 遠隔授業システムについて検証・評価を行う。
- ・ 学生による授業評価、教員の相互啓発・協力、研究会・研修会を実施するとともに、授業内容の向上を図るための組織体制を整備する。
- ・ FD*研修会の開催等により、効果的な授業形態、学習指導方法等の改善に努める。

※FD（ファカルティ・ディベロップメント）

大学等の理念・目標や教育内容・方法を改善するための組織的な研究・研修などの取り組み。

【佐世保校】

- ・ 17年度から必修とした専門演習を含め、全学年を通じたセミナーの検証を行う。

【シーボルト校】

- ・ 情報倫理教育関連科目の内容について検討し、必要な点を改善する。

<大学院課程>

- ・ 高度専門職業人教育を実現するため、教育環境の充実を図る。
- ・ 国際情報学研究科のカリキュラムにおいて、フィールドワーク*、インターンシップ等の導入を検討する。
- ・ 共同研究、実地調査などの取り組みを促し、大学院生の研究成果発表を支援する。
- ・ 新大学院研究科において、社会人学生のために昼夜開講制度を実施する。
- ・ 交流提携を結んだ外国の大学との教育面における交流を促進する。

※フィールドワーク

学外で行う社会調査活動、実地研究。

【シーボルト校】

- ・ 先端的研究に直結した教育を行うための方策を、可能なものから実施する。

④適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

<学士課程>

- ・ 平成21年度の本格導入に向け、GPA制度を試行し、科目間で整合性のある成績評価方法等について検討する。
- ・ 学生の学習到達度を適正に測定するために、教員研修（FD）等を通じて、成績評価方法の改善に努める。
- ・ GPA制度の試行により、その活用方法を引き続き検討する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を実施するための措置

①適切な教員及び事務職員の配置等に関する具体的方策

- ・ 質の高い教育を実施するため、適切な教員配置を行う。

- ・ 教員の評価結果を処遇へ反映する制度を策定する。また、事務職員評価システムの実施案と処遇への反映方法をさらに検討する。
- ・ 教員の採用は、大学経験者、研究機関の研究者、企業等の実務経験者等幅広い適格者の応募を得るよう情報発信を行うなど、優れた教員の採用を推進する。
- ・ 教員の採用人事等に当たっては、適正配置の観点から、教員組織全体のバランスに配慮し計画的な採用を行っていく。
- ・ 学術の国際交流の推進に資するため、優れた外国人教員の採用を推進する。

②教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・ 講義室その他の施設について、有効利用を進めるとともに、必要に応じ、施設設備の改善を行う。
 - ・ マルチメディア演習の環境を充実する。
 - ・ 附属図書館における学生の利用を促進する。
 - ・ 附属図書館の収書方針に沿って、定期購読雑誌の見直しを行う。
 - ・ 附属図書館の資料等の電子情報化を推進するとともに、利用者ニーズに対応した運用に努める。
- 【シーボルト校】
- ・ 情報処理システム更新に対応した教職員・学生に対するサポートを充実する。
 - ・ 実験・実習施設について、必要な改善を行う。

③教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・ 平成 21 年度における大学基準協会による大学評価受検のため、全学的な自己点検・評価を実施し、その報告書を作成する。
- ・ 学生による授業評価、教員相互の評価(相互啓発)、講義資料の点検を行い、教育内容・方法の改善を図る。
- ・ 教員評価システムによる評価を実施するとともに、その検証を行う。

④-①教育活動の評価結果を質の向上に結び付けるための具体的方策

- ・ 新大学において、教育活動の質の向上を図るための企画・調査・研究・具体策の推進などを行う体制を整備する。
- ・ 教育活動において業績の優れた教員については、適正な評価による優遇措置を整備する。

④-②教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- ・ 学生による授業評価、教員相互の評価(相互啓発)、講義資料の点検を行い、教育内容・方法の改善を図る。
- ・ FD研修会を開催し、効果的な教材、授業方法等の改善に努める。
- ・ 授業方法の改善に関する教員の相互啓発と協力を促進する。
- ・ 学科等が行う教育プロジェクトを積極的に支援し、教材、学習指導法等の改善を図る。

④-③全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

- ・ 両大学統合後の、全学教育をはじめとする教育活動における両キャンパス間・学部間の連携体制を整備する。
- ・ 放送大学と連携した教育について検討する。

④-④学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

- ・ 両キャンパスが連携し、公開講座等の地域貢献に取り組む。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

① 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- ・ バリアフリー*化に向けて、学内の施設・設備の環境を整える。
- ・ セクシャルハラスメント*をはじめ、人権侵害の問題に対する学生・職員の意識高揚のための啓発活動を行う。

※バリアフリー

建築設計において、段差や仕切りをなくすなど、高齢者や障害者に配慮をすること。

※セクシャルハラスメント

性的に人間性を傷つけること。

【シーボルト校】

- ・ ピア・サポートシステム*運営にあたっての課題を整理し、システムを導入する。

※ピア・サポートシステム

「ピア」とは仲間のことで、大学内で困っている学生を他の学生が援助する制度のこと。または、よい人間関係を結べるように、二人一組でお互いの話を聞き合う訓練プログラム。

② 生活相談・就職支援等に関する具体的方策

- ・ 就職支援の一層の充実を図る。
- ・ 学生生活上におけるトラブル及び不測の事態を想定した安全教育及び防止対策を実施する。
- ・ 学生自治会等学生団体と学生部との連絡会議を開催し、学生の意見や要望を聞きながら施設の充実や学生支援の推進を図る。
- ・ 企業説明会、就職ガイダンス、就職セミナーを学内で実施する。

【佐世保校】

- ・ 学生相談連絡会議での事例検討等の結果を、演習科目担当教員にも周知し、より学生が相談しやすい体制を整備する。
- ・ 後援会や大学生協との連携のもとに、各種資格取得のための課外講座を開催する。
- ・ 教員及び事務職員による企業開拓訪問等を実施し、就職率 95%以上を目指す。

【シーボルト校】

- ・ 就職率 95%以上を継続的に確保する。
- ・ 看護栄養学部において、国家資格試験対策への e ラーニングの活用の可能性を引き続き検討する。

③ 経済的支援に関する具体的方策

- ・ 授業料減免制度のあり方について更に検討を重ねる。
- ・ 図書館等大学の施設及び各種行事等で、学生アルバイトを雇用し、社会的・実務的経験をさせるとともに、経済的な支援を行う。

④ 社会人・留学生等に対する配慮

- ・ 外国人留学生の生活や修学に対する相談体制を充実させる。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

①-①目指すべき研究の方向性

- ・ 長崎の特徴を踏まえた、長崎県公立大学法人プロジェクト研究を推進するとともに、東アジア地域に関する研究推進のため、東アジア研究所を設置する。
- ・ 東アジア地域の大学・研究機関等との連携・交流を推進するため、東アジア研究所及び国際交流センターを設置する。
- ・ 地域社会の課題の解決に貢献する、実践的研究及び基礎的研究を推進する。
- ・ 研究成果の国内・国際学会での発表、論文の学会誌等への投稿などを促進する。
- ・ 競争的資金の獲得に向けた支援策を積極的に展開するとともに、収集した国内外の競争的な研究資金に関する情報をもとに、外部研究資金の獲得を促す。

①-②大学として重点的に取り組む領域

【佐世保校】

- ・ 長崎、離島、東アジアに関する研究を推進する。
- ・ 「離島研究」を推進する。
- ・ 東アジア地域の研究を推進するため、東アジア研究所を設置する。
- ・ 華僑大学をはじめとする中国の大学等との研究交流を推進する。

【シーボルト校】

- ・ 「人間の安全・安心と平和」及び「人間開発」に関する全学的プロジェクト研究を含めた研究を実施するとともに、研究費の適切な配分を行う。
- ・ 国際交流の推進や地域の国際化等に関する研究計画を策定し、国際交流学科内にプロジェクトチームを編成して調査研究を実施する。
- ・ 「人間の安全・安心と平和」及び「人間開発」に関する全学的プロジェクト研究を含めた研究を実施するとともに、更に各分野で研究を深める。
- ・ 「人間の安全・安心と平和」及び「人間開発」に関する全学的プロジェクト研究を含めた研究を実施し、特に、離島地域における「しまの女性」をテーマとした教育・研究を実施する。
- ・ 「人間の安全・安心と平和」及び「人間開発」に関する全学的プロジェクト研究を含めた研究を実施する。

②成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・ 学内の機関誌や外部の学術雑誌への投稿を促進し、研究成果の社会への還元を図る。
- ・ 研究成果のデータベース化を図る。
- ・ 公開講座・地域公開講座の充実を図り、研究成果を地域住民に還元する。
- ・ 地方自治体、民間企業等と共同研究、受託研究を行う。

【佐世保校】

- ・ 新大学佐世保校における地域の産学官や東アジア地域との連携を推進する体制を整備し、共同研究、共同事業に取り組む。
- ・ 地域連携センターを設置し、大学発ベンチャーの支援について検討する。

【シーボルト校】

- ・ 引き続き長崎TLO*と連携しながら技術移転を目指す。
- ・ 学内インキュベーションルーム*の活用及び学外インキュベーション施設運営に対する支援を行う。

※TLO (Technology Licensing Organization)

大学と研究者の研究成果を知的財産として保護し、それを民間企業等へ導出（技術移転：Technology Licensing)する法人。

※インキュベーションルーム

創業期の起業家を支援することを目的とした施設。

③研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ・ 教員の研究活動・業績について、自己点検・評価を踏まえ、引き続き大学の研究水準の検証を行い、その向上を図る。
- ・ 科学研究費補助金や国等が公募する競争的資金への応募件数及び採択件数を増加させる取り組みを継続して実施する。
- ・ 教員評価システムによる評価を実施するとともに、その検証を行う。
- ・ 公開講座やシンポジウム等を通じて社会からの意見等を把握するとともに、より幅広い意見を聴取するため、研究成果のデータベース化を図る。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

①適切な研究者等の配置に関する具体的方策

(平成 19 年度までに実施済みのため、平成 20 年度は年度計画なし。)

②-①研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ・ 国内外の競争的な研究資金に関する情報をもとに、外部研究資金の獲得を促す。

②-②研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・ 学術情報、研究施設・設備等の研究基盤の整備を進めるとともに、研究成果のデータベース化を図る。
- ・ 研究設備の更新や新規導入については計画的に実施する。ただし、必要がある場合には機動的に対応する。
- ・ 県の公設試験研究機関等との相互利用の推進を図る。
- ・ 企業や学外研究機関等との共同研究を推進し、外部資金獲得の促進を図り、設備の充実に努める。
- ・ 研究成果のデータベース化を図る。

【シーボルト校】

- ・ 新しい情報システム更新に伴う、教職員・学生に対するサポートを充実する。

②-③知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- ・ 地域連携センターを中心に、知的財産の管理体制を整備する。

③研究活動の評価に関する具体的方策

- ・ 平成 21 年度における大学基準協会による大学評価受検のため、全学的な自己点検・評価を実施し、その報告書を作成する。
- ・ 重点研究課題について、研究活動の評価を行うとともに、この結果を学内外へ公表する。

④研究活動の評価結果を質の向上に繋げるための具体的方策

- ・ 研究成果のデータベース化を図る。
- ・ 教員評価の結果を本人に通知し、研究の質の向上に努めるとともに、改善

結果を確認する。

⑤全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

- ・ 学外の研究者との研究交流を促進するため、科学研究費やその他の補助金による共同研究プロジェクトを推進する。
- ・ 国際交流協定に基づく共同研究等を通じた教員及び大学研究機関等との間の交流を推進する。

【佐世保校】

- ・ 地域の自治体、研究機関等との交流を図り、産学官連携を進める。

【シーボルト校】

- ・ 海外の研究機関との共同研究を促進するために、学術協定締結校との学術研究交流を深める。
- ・ 学内のインキュベーションルームを有効活用する。

⑥学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

- ・ 新大学の研究実施体制として、学部・研究科・附置研究所等を設置する。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

①-①地域や社会との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ・ 学生の地域貢献を推進するため、フィールドワーク、インターンシップやボランティア活動等、社会と連携した教育を実施する。
 - ・ 地域連携センターを中心に産学官連携を推進し、地域の課題解決のための研究・共同事業に取り組む。
 - ・ 新大学の発足に伴い、学術講演・公開講座の一層の充実を図る。
 - ・ 科目等履修生・聴講生の受け入れを促進する。
 - ・ 地域社会の要望に応えるため、自治体等の各種委員会・審議会の委員への就任、地域の企業・団体等の研修への講師派遣等を行い、地域の振興に積極的に参画する。
 - ・ 学内・学外者の施設利用のスケジュール管理のもと、大学施設を地域に開放する。
 - ・ 新たに設置する地域連携センターを中心として、地域公開講座等を開催するとともに、自治体や住民からの意見等を把握し、地域貢献活動に活用する。
- ##### 【シーボルト校】
- ・ 看護師や保健師など、地域の実務者との共同研究の成果を積極的に発表し、実務者の研究活動を支援する。

①-②地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

- ・ 「長崎県における産学官連携に関する大学等間ネットワーク」を活用し、産学官の連携を図る。
- ・ 教育、研究、地域貢献における地域の大学等との交流・連携を推進する。

②産学官連携の推進に関する具体的方策

- ・ 地域の企業等とのコミュニケーションを図るとともに、産学官連携を推進する。
- ・ 大学の研究活動及びその成果を地域の企業や自治体に公開・提供し、企業・行政機関等の活動を支援する。
- ・ 県の公設試験研究機関との共同研究を推進するとともに研究設備の相互利用を図る。
- ・ 研究成果のデータベース化を図る。

【シーボルト校】

- ・ 学内インキュベーションルームの活用及び学外インキュベーション施設運営に対する支援を行う。

4 その他の目標を達成するための措置

国際交流、各種センター等に関する目標を達成するための措置

①-①留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- ・ 新大学としての国際交流に関する計画を策定する。
- ・ 新大学において、全学的な国際交流を推進するため、国際交流センターを設置する。
- ・ 新たな交流提携先の検討を進めるとともに、海外大学向け情報発信のため、留学等の情報を掲載したホームページを作成する。

【佐世保校】

- ・ 華僑大学をはじめとする東アジア地域の大学との研究交流を推進する。
- ・ 国際交流協定締結校を中心に留学生の受入れ・派遣を行う。
- ・ 東アジアを中心に、環太平洋地域の大学との学術交流協定の締結拡大を目指す。
- ・ チューター制度*を実施する。
- ・ 「中国研究」について、交換留学生の参加を促進する。

※チューター制度

学生チューターを選定し、留学生の学修と生活について個別に指導・助言を行う制度。

【シーボルト校】

- ・ CALL*教室を活用した英語による授業や学外の専門家を招いた英語による特別講演を実施する。
- ・ 東アジアの諸外国の大学・研究機関等との共同研究や学術交流を推進する。
- ・ 中国からの国際交流研究員を引き続き受け入れる。
- ・ 国際交流センターを中心に、留学生の増加をめざし、各種対策を実施する。

※CALL (Computer Assisted Language Learning)

コンピュータによる英語学習支援システムのことで、自学自習ができることが特徴。

①-②教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ・ 国際交流センターを中心に、外国人留学生に対する教育プログラムを充実する。
- ・ 海外大学との教育研究交流、外国人研究者の受け入れ、国際機関との共同研究、国際協力プロジェクトへの参加に努める。
- ・ 共同研究、シンポジウムを通し、交流協定校との研究者の相互交流を図る。

②各種センターの設置に関する具体的方策

- ・ 両大学統合後のセンターを設置する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

①全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- ・ 平成20年4月1日に両大学を統合し、新大学を開学する。
- ・ 新大学における同窓会との連携について検討する。

②運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- ・ 統合後の学内委員会組織を編成する。なお、委員については、一方の性に偏らないよう配慮する。

③学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策
(平成 19 年度までに実施済みのため、平成 20 年度は年度計画なし。)

④教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- ・ 両大学統合後の事務局組織について、機能の向上と効率化の観点に立って再点検し、必要に応じて見直しを行う。

⑤全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ・ 学長が新大学の目標に即した教員採用計画に基づき、各専門分野に適した教員採用を行う。
- ・ 理事長が、経営協議会の審議を経て、中長期的な観点から法人と大学の目標に即した予算配分の方針・計画を策定し、適切な予算編成を行う。

⑥学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

(平成 19 年度までに実施済みのため、平成 20 年度は年度計画なし。)

⑦内部監査機能の充実にに関する具体的方策

- ・ 適切な監事監査を実施し、学内資源の適切で効率的な運用に努める。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

①教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- ・ 教育研究組織についての自己点検評価を実施する。

②教育研究組織の見直しの方向性

- ・ 教育研究組織についての自己点検評価を実施する。
- ・ 新大学としての教育研究組織を設置する。

【シーボルト校】

- ・ 国際情報学研究科を設置する。

3 教員及び事務職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

①人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ・ 教員評価システムによる評価を実施するとともに、その検証を行う。
- ・ 事務職員評価システムの実施案と処遇への反映方法を更に検討する。
- ・ 教員評価結果の処遇への反映制度を策定する。

②柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ・ 教員の採用は、大学経験者、研究機関の研究者、企業等の実務経験者等幅広い適格者の応募を得るよう情報発信を行うなど、優れた教員の採用を推進する。

③任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

(平成 19 年度までに実施済みのため、平成 20 年度は年度計画なし。)

④外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

- ・ 男女雇用機会均等の原則に立ち、研究・教育上の能力を公正に評価し、優れた教員の採用を行うとともに、働きやすい環境づくりに努める。
- ・ 教員の採用は、応募者の国籍にかかわらず公正な能力評価により行う。

⑤事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- ・ 公立大学法人が独自に事務職員を順次採用し、事務職員の専門職化を図る。
- ・ 事務職員の専門性向上のため、事務職員育成方針を策定する。
- ・ 事務教員のキャリアアップの観点に立ち、県市町村、他大学等との人事交流の制度を検討する。
- ・ 事務職員評価システムの実施案と処遇への反映方法を更に検討する。

⑥中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- ・ 中長期的な見通しのもとに適切な教員及び事務職員の配置を行う。
- ・ 教員の採用においては、教員の多様化や年齢構成に配慮した採用を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

①事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ・ 両大学の統合に伴い、事務局組織を再編整備する。
- ・ 事務局組織について、機能の向上と効率化の観点に立って再点検し、必要に応じて見直しを行う。
- ・ 業務繁忙期や重点プロジェクトの推進等、必要に応じ雇用期間を限定した職員を採用し、事務の効率化を図る。

②-①事務等の共同処理に関する具体的方策

- ・ 業務マニュアル（事務引継書）等を活用して、事務の効率化を図る。
- ・ 公立大学協会等で実施する事務職員の研修等に参加する。

②-②業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- ・ 業務見直し指針により、具体的な業務見直し計画を策定する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

①科学研究費補助金、受託研究、奨学寄付金等外部資金増加に関する具体的方策

- ・ 研究費助成に関する情報収集等を積極的に行い、応募件数、採択率の向上を図り、外部研究資金の獲得増加を目指す。
- ・ 地方自治体、民間企業等との研究交流を促進し、共同研究等の実施を推進する。また、競争的な研究資金に関する情報をもとに、外部研究資金の獲得を促す。

【シーボルト校】

- ・ 学内インキュベーションルームの活用及び学外インキュベーション施設運営に対する支援を行う。

②収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

- ・ 研究結果の書籍化、データベース化を図るとともに、これによる販売収益について検討する。
- ・ 有益かつ有望と見込まれる研究・技術について国内外の特許の申請を促進する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

管理的経費の抑制に関する具体的方策

- ・ 大学の人件費及び運営経費を平成 14 年度当初予算と比較して、4 億 1 千万円以上削減する。
- ・ 業務見直し指針により、具体的な業務見直し計画を策定する。
- ・ 文書の電子化・ペーパーレス化を進めるとともに、経費の削減に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

- ・ 全学的視野に立って施設設備の有効利用に努める。また、昨年度導入したマイクロバス等を有効活用する。
- ・ 適切な使用料を設定し、大学施設の貸出を行うとともに、施設開放にかかる情報をホームページ等により提供する。
- ・ 授業料収入、運営費交付金、委任経理金等金融資産の適正な管理に努める。

IV 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成20年度 予算		(単位:百万円)
区分	金額	
収入		
運営費交付金	1,498	
自己収入	1,877	
授業料及び入学金及び検定料収入	1,849	
雑収入	28	
受託研究等収入及び寄附金収入	74	
計	3,449	
支出		
業務費	2,995	
教育研究経費	1,040	
人件費	1,955	
一般管理費	380	
受託研究等経費及び寄附金事業費等	74	
計	3,449	

注) 受託研究等は、受託事業、共同研究、補助事業を含む。

2. 収支計画

平成20年度 収支計画		(単位:百万円)
区分	金額	
費用の部	3,469	
経常費用	3,469	
業務費	2,822	
教育研究経費	793	

受託研究等経費	65
寄附金経費	9
人件費	1,955
一般管理費	380
雑損	—
減価償却費	267
臨時損失	—
収入の部	3,469
經常収益	3,469
運営費交付金収益	1,438
授業料等収益	1,792
受託研究等収益	65
寄附金収益	9
雑益	28
資産見返運営費交付金等戻入	37
資産見返物品受贈額戻入	100
臨時収益	—
純利益	—
総利益	—

3. 資金計画

平成20年度 資金計画

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	3,521
業務活動による支出	3,192
投資活動による支出	117
財務活動による支出	140
翌年度への繰越金	72
資金収入	3,521
業務活動による収入	3,448
運営費交付金による収入	1,498
授業料及び入学金及び検定料による収入	1,849
受託研究等収入	65
寄附金収入	9
その他収入	27
投資活動による収入	—
財務活動による収入	1
前年度よりの繰越金	72

V 短期借入金の限度額予算

1 短期借入金の限度額
5億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VI 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

VII 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

VIII 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する目標を達成するためにとるべき措置

評価の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 自己点検・自己評価の実施に関する基本方針を達成するための措置

自己点検・自己評価の実施及び改善に関する具体的方策

- ・ 中期目標・中期計画に即して、自己点検・自己評価を実施するとともに、平成 21 年度における大学基準協会による大学評価受検のため、全学的な自己点検・評価を実施し、その報告書を作成する。
- ・ 平成 21 年度における大学基準協会による大学評価受検のため、「現状」「問題把握」「改善策」を盛り込んだ全学的な自己点検・評価を実施する。

(2) 評価結果の活用に関する目標を達成するための措置

評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

- ・ 学長は、評価組織を通じて、定期的に各部局の改善策の実施状況を確認し、必要な指示を行う。
- ・ 自己点検・自己評価の結果及び外部から受けた評価結果について、部局ごとに問題点の改善を図る。
- ・ 学長は全学的な改善状況を把握し、次回の自己点検・評価に反映させる。
- ・ 教員評価結果の処遇への反映制度を策定する。

(3) 第三者評価の実施に関する基本方針を達成するための措置

第三者評価の実施に関する具体的方策

- ・ 長崎県公立大学法人評価委員会による評価を受ける。また、平成 21 年度の認証評価機関による大学評価に向けた自己点検・評価を行い、その報告書を作成する。

IX 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

- ・ 大学の教育研究、運営に関する情報を大学ホームページや各種の媒体を通じて提供するとともに、内容・項目等について、充実を図る。
- ・ 研究成果のデータベース化を図る。
- ・ 各種出版物の作成・配布や、ホームページなど複数の手段により情報提供を行う。
- ・ 学術講演、公開講座、地域公開講座などの催しを、広報誌やホームページ等を通じて積極的に学外に広報する。

X その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の有効利用と効率的整備に関する目標を達成するための措置

①施設等の整備に関する具体的方策

- ・ 長崎県立大学施設あり方検討委員会の答申を踏まえ、佐世保校におけるキャンパス計画について検討する。

- ・安全と良好な教育研究環境の確保に配慮し、学生と教員及び事務職員が協力して心に残るキャンパス作りを推進する。
- ・施設設備の維持管理や、高額機器の購入については計画的に実施する。
- ・外部資金の導入を推進し、研究環境の整備に努める。

【佐世保校】

- ・施設設備整備計画に基づき、改修等を実施する。

②施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- ・適切な使用料を設定し、大学施設の貸出を行うとともに、施設開放にかかる情報をホームページ等により提供する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

①労働安全法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ・大学統合に伴う各種マニュアルの見直しを行い、教職員への周知方法について検討を行う。
- ・キャンパス内の防災のために施設設備を点検し、必要な整備を行う。
- ・キャンパス防災マニュアルを配布・周知するとともに、防災訓練等を実施する。
- ・個人情報保護方針、個人情報保護規定及び個人情報保護ガイドラインに基づき、個人情報の適正な保護・管理に努める。

【シーボルト校】

- ・関係教員、大学院生や学生に対する安全講習会・説明会を開催する。

②学生等の安全確保等に関する具体的方策

- ・防犯・安全管理マニュアルに基づき防犯対策を推進する。また、佐世保校においては、学生部委員会、保健室が連携し、学生用危機管理マニュアルの作成を検討する。
- ・学内の危険箇所を点検・補修し、学内での事故の発生率を0%とする。
- ・人権侵害、セクシュアルハラスメントの問題に対する学生・職員の意識高揚のための啓発活動を行う。

【シーボルト校】

- ・学生実験及び卒業研究に取りかかる前に、毒物劇物やR I（放射性同位元素）の取り扱いの安全教育を実施する。
- ・学生の感染症対策については引き続き実施する。

3 県内大学との連携強化に関する目標を達成するための措置

①「NICEキャンパス長崎^{*}」の充実に関する具体的方策

（平成19年度までに実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。）

※NICE キャンパス長崎

長崎県大学間単位互換制度の呼称。Nagasaki Intercollegiate（大学間）credit（単位）exchange（互換）の頭文字をとってつけられた。都道府県内のすべての大学・短期大学が参加するものとしては、全国で初めてのケース。平成13年度から開始。

②「県内大学コンソーシアム（仮称）」の設置に関する具体的方策

- ・放送大学と連携した教育について検討する。

XI その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
小規模改修	33	運営費交付金
既存機器等更新	60	運営費交付金

2 人事に関する計画

(1) 教員の人事について

○採用方針

- ・ 教員の採用は、大学経験者、研究機関の研究者、企業等の実務経験者等幅広い適格者の応募を得るよう情報発信を行うなど、優れた教員の採用を推進する。
- ・ 男女雇用機会均等の原則に立ち、研究・教育上の能力を公正に評価し、優れた教員の採用を行う。

○雇用方針

- ・ 中長期的な見通しのもとに適切な教員の配置を行う。

○人材育成方針

- ・ 学生による授業評価、教員の相互啓発・協力、研修会等を実施するとともに、授業内容の向上を図るための組織体制を整備する。
- ・ 教育活動において業績の優れた教員については、適正な評価による優遇措置を整備する。

○人事交流

- ・ 地方自治体、民間企業等と共同研究、受託研究を行う。
- ・ 国際交流協定に基づく共同研究等を通じた教員及び大学研究機関等との間の交流を推進する。

(2) 事務職員の人事について

○採用方針

- ・ 業務繁忙期や重点プロジェクトの推進等、必要に応じ雇用期間を限定した職員を採用し、事務の効率化を図る。

○雇用方針

- ・ 公立大学法人が独自に事務職員を順次採用し、事務職員の専門職化を図る。
- ・ 中長期的な見通しのもとに適切な事務職員の配置を行う。

○人材育成方針

- ・ 事務職員の専門性向上のため、事務職員育成方針を策定する。
- ・ 事務職員評価システムの実施案と処遇への反映方法を更に検討する。
- ・ 公立大学協会で実施する事務職員の研修等に参加する。

○人事交流

- ・ 事務職員のキャリアアップの観点に立ち、県市町村、他大学等との人事交流の制度を検討する。

別表(収容定員)

平成20年度	経済学部	1,800人
	国際情報学部	560人
	看護栄養学部	420人
	経済学研究科	24人
	国際情報学研究科	20人
	人間健康科学研究科 (うち修士課程 (うち博士課程	41人 32人 9人)